

第5期第1回 東京地方労働審議会 議事録

1 日 時 平成21年12月14日（月） 15：45～17：15

2 場 所 飯田橋公共職業安定所会議室（飯田橋合同庁舎5階）

3 出席者

委 員 佐藤委員、小井土委員、田付委員、橋本委員、秋山委員、浅見委員
傳田委員、三宅委員、米田委員、石井委員、上原委員、紀陸委員、
蜂谷委員

事務局 東 東京労働局長、木塚総務部長、山岸労働保険徴収部長、
引地労働基準部長、福島職業安定部長、松浦需給調整事業部長、
峯岸雇用均等室長

4 議 題

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理、部会委員の指名及び専門委員任命に係る同意について
- (3) 平成21年度東京労働局行政運営方針について（上半期の進捗状況）
- (4) 緊急雇用対策等について
- (5) その他（質疑・意見交換）

5 議 事

【前田企画室長】 それでは、ただいまから第5期第1回の東京地方労働審議会を開催させていただきます。会議の冒頭でございますけれども、一部、事務局のほうからお詫びと訂正をさせていただきたいと思っております。

お手元にお配りをしてございます緑色の資料でございますけれども、こちらの1ページ、3ページに、地方労働審議会の委員の名簿がそれぞれ載せてございます。この中で、公益代表の小井土有治先生の字が、大変申しわけございません、プリントアウトの段階で文字が化けてしまっております。後ほどまた、正式なものをお送りさせていただきたいと思っておりますので、この場をかりまして深くお詫びと訂正をさせていただきます。よろしくお願

いたします。

それでは、早速でございますけれども、本審議会の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして、東京労働局の東局長よりごあいさつを申し上げます。

【東労働局長】 東でございます。本日は、皆様方、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。第5期の労働審議会の委員ということでご就任いただきまして、まことにありがとうございます。

当審議会は、労働政策に関しまして、基準行政、安定行政、それから均等行政、相まって、いろいろな施策を展開しておるところでございますが、皆様方からいろいろな貴重な意見を頂戴いたしまして、それを行政にできる限り反映していこうという趣旨で設けておる次第でございます。

本日は、現場をご視察いただきまして、まことにありがとうございます。監督署と安定所、様相はちょっと異なっておりますが、それぞれ機能する中で、ここ2年ほど業務が非常に増加しているということでございます。先ほど安定所長のほうから、求職者の増、求人者の減の話がございました。3割増、求人は3割減という中でも、一生懸命紹介をやりということ、幸いにいたしまして就職のほうは対前年同月比で伸びておるところでございます。

また、監督署のほうは、こういう経済・雇用情勢でございます。申告、相談が増えておりますし、職場の中での精神、あるいは脳・心臓疾患に起因いたします労災が増えております。災害のほうはいろいろな要因があるんでしょうけれども、起きたときに迅速に対応するというところでございます。

それから、均等行政につきましても、妊娠、出産、育児を契機とする、ある意味でいえば強要に当たるような、退職を迫るような事例が最近増えておりまして、様相が変わってきているのではないかと考えております。

そんな中で、私ども労働局といたしましては諸課題があるわけでございます。当面は、これ一本でやってほしいと現場に言っているんですが、就職を第一に、これが最大のセーフティーネットワークであるということで、安定所の職員の皆さん、また相談員を含めまして、求人を掘り起こしながら、いろいろと頑張ってくださいしております。

先般、11月30日、いわゆるワンストップ・サービス・デーというものを設けまして、まさにこの会場でやらせていただきました。この管内は千代田区、中央区、文京区でございます。東京管内、17の公共職業安定所がございますけれども、利用者としてそこ

に来られた方々は550名ぐらいでございます。そこに我々が、市町村区役所の皆様、それから社会福祉協議会の皆様、保健所、弁護士会の皆様、動員した数が537名とほぼマンツーマンで実施したことになります。

ワンストップをやれば非常に便利という話が出るんでございましょうけれども、当日、安定所だけでカウントいたしましたら、全体で4万人強の来所者が見えております。ワンストップはどういった形がいいのか、安定所にコーディネートできる専門の相談員を置こうと、補正予算で要求していただいているようでございます。物理的ワンストップも必要でございますけれども、機能的ワンストップも追求していく。そちらのほうがより効果的ではないかと、試行錯誤しながらやっているところでございます。

私が一番懸念しておりますのは、学卒の求人がものすごく減っております。これから世の中に出ようという高校生、あるいは大学生、無念にも昨年、就職できなかった第2新卒といえますか、そういった方々に対して、重点的に支援をしていく必要があります。先ほど雇用調整助成金のお話もございましたけれども、とても採用する余力がないという企業の皆様方のお声をいただいております。12月1日から、さらに要件緩和をして、極力、雇用維持を図ろうとしておるところでございます。これがないと完全失業率は10%を超えるのではないかと非常に危機感を持ちながら、私どももやっているところでございます。

こういう厳しい経済情勢でございます。それに伴いまして、基準・安定行政、それから均等行政も多種多様な課題が出てきております。これを統一的に労働局として推進していく必要がございます。そのような観点につきまして、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願い申し上げまして、本日の会議に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

【前田企画室長】　続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。本来なら、皆様全員につきましてご紹介をすべきところでございますけれども、時間の関係もございまして、お手元に席次表、並びに資料の1ページに委員名簿をつけさせていただきましたので、本日は第5期から新たに委員になられた方のみご紹介をさせていただきたいと思っております。

労働者代表の傳田委員でございます。

【傳田委員】　傳田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【前田企画室長】　同じく米田委員でございます。

【米田委員】 米田でございます。よろしくお願いいたします。

【前田企画室長】 よろしく申し上げます。

なお、本日、公益代表でございます金子委員、山崎泰広委員、労働者代表では白川委員、使用者代表では野中委員、山崎登美子委員がそれぞれ欠席ということでございます。本日も出席の13名並びに、欠席はされておりますけれども5名の方を加えまして、以上18名の方々に第5期の委員にご就任いただきましたことを、あわせてご報告させていただきたいと思っております。

次に、委員の皆様への辞令の交付でございます。本来であれば、局長からお一人一人にお渡しをさせていただくところでございますけれども、こちらも時間の都合がございますので、大変恐縮でございますけれども、お机の上に封筒に入れまして辞令をご用意させていただきました。略式でございますけれども、ご了知のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、東京労働局の職員のご紹介でございますが、こちらにつきましても先ほどと同様に、前回の開催以降、人事異動によりまして着任をいたしました部長のみご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、労働基準部の引地部長でございます。

【引地労働基準部長】 引地でございます。よろしくお願いいたします。

【前田企画室長】 続きまして、需給調整事業部の松浦部長でございます。

【松浦需給調整事業部長】 松浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【前田企画室長】 よろしく申し上げます。

また、本日、ご視察を前段で行っていただきましたけれども、署所の代表としまして、岩田中央労働基準監督署長、並びに高林飯田橋公共職業安定所長につきましても、引き続き同席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料でございますけれども、資料の確認につきましても、本日の資料一覧にいたしまして、一まとめにしてお配りさせていただいております。審議の途中で足りないところがありましたら、手を挙げていただいて、お知らせいただければと思います。ご紹介、確認にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、本日の定数の報告でございますけれども、先ほどご紹介申し上げましたとおり、本日の出席委員は13名となっております。したがって、地方労働審議会令第8条第1項の規定に照らしまして、本会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会は、東京地方労働審議会の運営規程第5条第1項の規定に基づき、原則

として公開の会議とさせていただいてございます。その議事録につきましても、発言者名を含めまして公開とさせていただくこととなっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。議題の第1でございますが、まず会長の選出でございます。本審議会の会長の選出でございますけれども、地方労働審議会令第5条第1項の規定に基づきまして、公益代表委員のうちから選出することとなっております。いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

【小井玉委員】 はい。

【前田企画室長】 はい、お願いいたします。

【小井玉委員】 会長選出ということですが、第4期に引き続き佐藤委員に会長をお願いしてはどうかと思います。

【前田企画室長】 ありがとうございます。

ただいま小井玉委員から、佐藤委員に会長をという推薦がございましたが、佐藤委員に会長にご就任いただくことについて、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前田企画室長】 ありがとうございます。異議がないようでございますので、佐藤委員に会長にご就任いただくことといたします。

以後の議事進行につきましては、佐藤会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 それでは、ご指名ですので、会長を務めさせていただきます。皆さんの協力を得まして、審議会の円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議題2の会長代理及び部会委員の指名に入りたいと思っております。本件においては、地方労働審議会令第5条第3項の規定に基づき、私から会長代理を指名することになっておりますので、田付委員にお願いしたいと思います。ぜひご了解いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤会長】 では、お願いいたします。

また、この会議の議事録の作成につきましては、東京地方労働審議会運営規程第6条第1項の規定により、会長のほかに2名の委員に議事録への署名をいただくことになってお

ります。つきましては、本日の議事録署名人には、労働者側は秋山委員、使用者側は石井委員になっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、東京地方労働審議会運営規程第9条の規定に基づき、本審議会のもとに労働災害防止部会、家内労働部会、港湾労働部会を設置することになっております。そして、部会に所属する委員につきましては、地方労働審議会令第6条の規定によって会長が指名することとされております。そこで、各部会に属する委員につきましては、お手元の所属部会別委員会名簿（案）のようにさせていただきたいと思ひます。そこにあるかと思ひますけれども、よろしいでしょうか。ご確認いただければと思ひます。

このとじられている部分ですね。

【前田企画室長】 はい、そうです。一緒になってございます。

【佐藤会長】 2ページ以降のところにあると思ひますので、ご確認いただければと思ひます。よろしいですか。

続きまして、港湾労働部会の専門委員につきましてお諮りします。専門委員の任命は、地方労働審議会令第3条第4項の規定により、本審議会の同意が必要となっております。

お手元に、委員のリストあるんですよ。

【前田企画室長】 はい、4ページに。

【佐藤会長】 皆さん、特にご意見がなければ、このご提案で同意したいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤会長】 では、この提案に同意ということにさせていただければと思ひます。専門委員任命に同意するということでもあります。

事務局におかれましては、本日、欠席されております金子委員、野中委員、並びに臨時委員等の皆様に、本日の結果をご報告いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題3、平成21年度東京労働局行政運営方針にかかる上半期の進捗状況について、事務局から順次ご報告いただきます。報告を受けてから、皆さんからご意見を伺うという形にできればと思ひますので、それでは、順次ご報告をお願ひできればと思ひます。

【木塚総務部長】 総務部長の木塚でございます。

労働局の行政運営方針につきましては、重点的に取り組むべき業務目標を設定いたしまして、その目標の達成に向けて行政運営を行っているところでございます。

資料の5ページをお願い申し上げます。本年度の業務運営方針につきましては、ここに掲げますとおり4つの大きな目標を定めておりまして、1つは、雇用におけるセーフティネットの役割を果たすこと。2つ目といたしまして、賃金不払い、解雇などの申告事案に優先的に対応すること。3番目といたしまして、男女労働者が安心して働ける環境をつくること。4つ目といたしまして、労働に関する相談への的確な対応をすること。これを重点目標と定めていまして、労働基準、職業安定、雇用均等の3行政が一体となって、横断的に、赤で掲げている大目標である「安心して働ける雇用の場の確保」に取り組んでいるところでございます。

それでは、資料に沿いまして、それぞれの担当部長より上半期の取り組み状況についてご説明させていただきます。

【引地労働基準部長】 では、基準部から説明させていただきます。

基準行政は6ページから12ページでございますが、6ページをごらんいただきながら、説明させていただきます。今ほど総務部長のほうから説明がありましたように、基準行政の大きな柱といたしまして、申告・相談、立替払の対応を優先的にを行うことを最優先目標として掲げてございます。厳しい経済情勢下におきまして、申告・相談が大変増えているということでございますし、倒産に伴います立替払の件数も、資料にございますけれども、今年度は昨年の同期に比べまして38%増という大きな増加になってございまして、賃金を得られないまま退職を余儀なくされた方々への救済を迅速に行うことを、大きな柱として取り組んでおります。

同じく高水準で推移する投書などの情報、依然として厳しい経済情勢のもとにおきまして、いわゆるサービス残業、賃金不払い残業、あるいは長時間労働のご相談の電話、投書といった情報が多く寄せられております。働いている方々からの悲鳴にも近い声に対して、迅速に対応することを2つ目の柱といたしまして、大きなくくりとして、厳しい経済情勢下における労働条件の確保・改善ということでございます。

それから、長時間労働抑制・過重労働による健康障害防止ということでございます。局長のあいさつでも申し上げましたけれども、脳・心疾患、あるいは精神障害、いわゆる過労死、過労自殺といった事案の請求が増えてございます。最近では、精神障害請求事案のほうが脳・心疾患の請求事案を超えているという状況になってございます。さまざまな職

場のストレスから、精神障害を発症する、あるいは自殺に至ってしまって労災請求がなされるということでございます。

労災請求に対しましては、迅速に処理をすることのほか、過労死を発生させた事業所に対しては、労働時間の問題がないかを監督指導する。あるいは、長時間労働を容認するような36協定が提出されましたときには、窓口指導から始まる一連の指導を展開してございます。

ソフトの面でございますけれども、メンタルヘルス対策として、メンタルヘルス支援センター、資料のほうにもこういったものを入れてございます。メンタルヘルス対策の取り組みにつきましては、中小規模事業場を中心に取組の方法がわからないという声がございますので、これについての支援センターを今年度から立ち上げております。

それから、ワーク・ライフ・バランスセミナーということで、本省のセミナーも先般ありまして、佐藤先生のご講演がありましたけれども、当局におきましては2つのセミナーを実施してございます。

3つ目の大きな柱として、労働災害防止対策ということで、今年は労働災害が非常に減っております。亡くなった方が39名とございますが、昨日までで40人ということでございます。昨年よりも23人という大幅減になってございます。ただ、ご案内のように、クレーンが倒れるとか、工場で火災があって亡くなるといった、報道されるような労働災害もございますので、引き続き気を緩めないで安全衛生対策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】 次は、安定部長。

【福島職業安定部長】 それでは、職業安定行政の分野について、上半期の状況をご報告させていただきます。13ページをごらんいただきたいと思います。

総務部長から話がありましたように、安定行政は今期の重点対策を、1つはセーフティネットの充実・強化であります。とりわけ求人・求職のマッチングを意識した業務運営に努めてまいりました。数的には、右側の上半期分の職業紹介業務取り扱い状況をごらんいただきますと、先ほど飯田橋の所長からありましたように、求職者増、求人者減というところがおわかりいただけたと思います。

その中でも、行政分野としては、目に見える成果として、一人一人就職をしっかりと決めるということと、求人を出していただいた求人者に人材をきっちり供給していくことを心

がけております。右側の表の上から3番目、就職件数を見ていただきますと、厳しい雇用・失業情勢ではありますけれども、実績が目標を上回っておりますし、昨年上半期の実績も上回って増加幅を出しております。それから、求人に対する充足数も目標を上回っておりますし、昨年同期に比べても1.3%実績を上回りました。上半期は、求人、求職も一般職業紹介業務はほぼ順調に推移していると言えます。

左のほうの枠囲いのところを見ていただきますと、下半期どう取り組むかということを少し挙げさせていただきました。やはり求人総量、絶対数が不足しておりますので、いかんせん就職への出口戦略としては、きちんと求人確保して業務展開をしていかないときついと考えておまして、下半期は戦略的な求人確保にさらに努めていきたいと思っております。

セーフティーネットの2番目としましては、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の活用促進であります。これは、完全失業率ともおそらくリンクをしているのではないかと思いますけれども、この制度を使って、従業員等の解雇をせずに何とか雇用の維持を図っていただいている企業が、東京管内は非常に高どまりをしておまして、依然として数多くの企業がこの制度を使っていただいております。上半期の状況は、右側のところにありますように、かなりの数でこの制度を使っていただいていることがおわかりいただけると思っております。

最近の傾向は、依然として休業等実施計画は高どまりで推移しているということであり、ただ、休業計画は出したけれども、実際、休業に至らなかったという事業所も相当増えてきておりますので、景気が上向いているとは言いませんが、少しずつ兆しは見えているということでもあります。

雇調金の製造業と非製造業の活用割合ですけれども、夏場までは圧倒的に製造業でしたが、秋以降、ここに来て非製造業の活用のほうが製造業を超えたという状況が9月、10月と続いております。おそらく11月も、非製造業のほうが活用件数が高いという見通しであります。

セーフティーネットの3番目としましては、雇用保険制度を円滑に運営しながら、適正認定、適正給付をハローワークがしっかりやろうということで、失業給付を中心に制度運営を図っております。受給者実人員も、東京局管内は依然として高どまり傾向で推移しております。12月に向けて、受給者実人数がどう動くかということについては、非常に注視をしている数字であります。

14ページを見ていただきますと、私どものハローワークを利用されている利用者の満

足度調査を今期も実施いたしました。求職者に対してのサービス面と、求人者に対するサービスの両面からアンケートを実施いたしました。

求職者サービスにつきましては、4,311人のアンケートをもとに、3,635人から回答をいただきました。満足をしている人が63.5%であります。昨年の第1四半期、第2四半期を見ると、わずかに満足度が改善されていますが、ほぼ横ばいといった状況であります。満足ではないとした人が178人おられました。この満足ではない178人の上位回答は、事務的な対応、処理が遅いという人たちが非常に多かったということでありませぬ。

一方、求人者サービスにつきましては、1,333社からアンケートをいただいて、回答があった数は1,292社でありました。満足としたのが76.3%、ここは昨年の審議会でも説明したように、第1四半期、第2四半期を見ると、求人者のほうの満足度も60%台でありました。ここは、大幅に改善されたと思っております。満足ではないと回答した企業が42社ございました。この42社の回答を見ますと、満足ではない理由が上位2つありまして、事務処理が遅いが1点目、待遇が悪いが2点目です。

いずれにしても、満足ではないという回答が4%前後ございます。下半期にもこの調査をしたいと思っておりますので、できるだけ満足ではないということの解消に努めていきたいと思っております。

3番目は、15ページをごらんいただきたいと思ひます。障害者と高齢者の雇用について、重点対策として進めてまいりました。とりわけ障害者の民間企業の実雇用率の改善という目標を掲げて、今年度、取り組んでおりまして、21年6月1日現在の雇用状況報告書では1.56%、対前年比0.05ポイント改善されたということでありませぬ。なお、障害者の就職件数等につきましては、これも厳しい雇用情勢で、実は障害者の就職件数だけは対前年比を下回っておりますけれども、いわゆる支援者つきということで、ハローワークを主体とした支援機関のチームを組みまして、個別に支援をしているやり方では対前年同期で大幅な増加となっております。今後とも、こうした手法を使いながら、一人でも多く障害者の就職を決定していきたいと思ひます。

最後に、高齢者雇用対策であります。18年に改正されました高齢法に基づいて、高年齢者の雇用確保措置を進めておりまして、本年6月1日には導入率95.7%と、わずかですが全国平均を上回る状況になりました。確保措置導入以前の60歳以上の雇用状況と比較をしてみますと、51人以上規模企業で59万1,000人雇用されたということ、

95.7%の大幅増加となりました。今後は、法違反の企業に対する個別指導を中心として、早期に100%の導入と、希望者全員が働ける状況をさらに増やしていきたいと考えております。

安定系は以上であります。

【松浦需給調整事業部長】 続きまして、需給調整事業部から説明させていただきます。

16ページの資料に沿って、本年度上半期の状況を申し上げます。

当部におきましては、労働者派遣事業等に関する指導監督につきまして、1にあります法制度の周知、3にあります的確かつ厳正な指導監督の実施、4にあります労働者派遣契約の中途解除に係る事案の把握と指導の実施、5にあります苦情・相談への迅速かつ適切な対応を重点目標として掲げております。

1の法制度の周知につきましては、派遣会社、紹介会社、派遣先などの事業主に対して、集団指導を実施していることに加え、10月、11月に実施しました派遣・請負適正化キャンペーン期間中の首都圏の全体のセミナーなど、あらゆる機会をとらえて周知に努めているところでございます。

また、3の的確かつ厳正な指導監督の実施につきましては、労働者派遣事業などの実態の把握に努め、違反事案に対しては厳正な是正指導を実施しているところでございますが、中身を見ますと、労働者派遣事業に対して是正を求めた件数は大幅に増加しております。この要因としましては、本年3月31日に施行された派遣元・派遣先指針に基づく派遣契約における中途解約への対応条項の不備、事業所設置の未届け等の違反に対するものが中心であると見られております。また、行政処分につきましては、今年度上半期で改善命令3件、事業停止命令が2件ということで、昨年を上回るペースとなっております。

これらの指導監督につきましては、局内各部室、監督署、安定所、あるいは関係労働局との連携を図りながら実施しております。監督署などから情報提供をいただき、これをきっかけにして個別指導を実施したものは全体の約2割でございます。また、先ほど申し上げた派遣・請負適正化キャンペーン期間中におきましては、監督署との共同監督を実施してきたところでございます。

4番目の派遣契約の中途解除に係る事案の把握及び指導の実施につきましては、先ほど触れましたように、派遣契約に就業機会の確保や、それができていない場合の休業補償などについての条項を適切に設けるよう指導を徹底してまいりました。

最後、5番目の苦情・相談への迅速かつ適切な対応についてであります。21年度上

半期の状況としましては、先ほど基準部でも話がありましたように、申告の受理件数はやはり増加傾向にあります。これらの申告については、優先的な対応を実施しているところでございます。また、派遣労働者からの相談状況を見ますと、雇止めや偽装請負といった相変わらずの相談項目が多かったと、このような状況になっております。

以上でございます。

【佐藤会長】 では、よろしく申し上げます。

【峯岸雇用均等室長】 均等室長の峯岸でございます。17ページ、均等行政について資料がございますので、そちらのほうをごらんください。

均等行政といたしましては、今年度は、男女労働者が安心して働ける環境づくり、それから労働に関する相談に的確に対応することを重点対策といたしまして、事業を展開してまいりました。

まず、均等関係の相談ですけれども、全体として、昨年同期で見ますと3割弱減少しているものの、労働者からの相談の減少幅は1割弱ということで、若干減少幅が狭くなっています。労働者の相談につきましては全体の60%を超えます。相談の内容につきましては、セクシュアルハラスメントに関する相談が相変わらず多く寄せられておりまして8割弱、その次に多いのが妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱い事案という状況になってございます。

紛争解決援助につきましては、そちらをごらんいただきますように、対前年同期横ばいの状況になってございます。

次に、育児・介護休業法関係でございますけれども、こちらは対前年同期で見ますと4割ほど増加してございます。中でも、労働者からの相談は4割強ということで、労働者からの相談が大変増加しているという状況でございます。内容といたしましては、育児休業を取得した等を理由とする不利益取り扱い事案が、昨年秋以降、右肩上がり増加してございます。今年度に入って若干落ちつきは見たものの、相変わらず多く寄せられているという状況でございます。

育児・介護休業法関係につきましては、今年、育児・介護休業法の改正法が7月1日公布されておりまして、労働局長によります紛争解決援助の部分が9月30日からスタートしております。援助申立は1件でございますけれども、10月末現在の数字で載せております。

パートタイム労働法関係でございますけれども、こちらのほうは相談が激減をしている

状況で、今年度、262件という状況でございます。ただ、労働者からの相談につきましては、集団的な形での相談がやや寄せられているという状況で、相談については適切、迅速な対応をしているという状況でございます。さらには、法の周知徹底を図るために、個別に企業訪問を実施したり、あるいは集団等での指導を繰り返し行っているという状況でございます。

次に、次世代法の関係でございますけれども、労働局に届け出をいただいている件数、8,000件を超えて、対前年で見ますと30%ほど増加しているという状況でございます。特に、次世代法につきましては、23年4月から、労働局へ行動計画を策定した旨の届け出が101人以上からの義務になるということも念頭に置きまして、今年度、101人以上の企業に対し、2年を待たず前向きに取り組んでいただくような働きかけもあわせて実施しているところでございます。

最後ですけれども、助成金関係でございます。平成18年度から、中小企業子育て支援助成金というものがスタートしてございます。これにつきましては、今年度、183件、対前年同期で見ますと2倍強となっております。大変多く支給申請、提出されているところでございます。

6番目の事業所内保育施設は、今年度から労働局で支給決定をするという状況になっておりますが、実質的には1月からということになりますので、今のところ支給決定した件数はございません。

均等行政は以上でございます。

【山岸労働保険徴収部長】 続きまして、労働保険適用徴収関係でございます。18ページをごらんください。項目的には2点ございまして、労働保険の未手続事業一掃対策の推進と、労働保険料等の適正徴収でございます。

1点目の未手続事業一掃対策の推進でございますけれども、20年度からの3カ年計画ということで推進をしております。数値目標としては、3年間で2万174件の保険関係の成立です。これを達成するために、この業務の受託団体でございます東京都労働保険事務組合協議会との協議会を年3回開催するとともに、監督署、それからハローワーク等、地区レベルでの協議会を開催して、連携強化に努めているところでございます。もちろん行政内部につきましても、署所長の合同会議だとか、適用担当の合同課長会議等で意思を統一しております。そして、それぞれの役割に応じた任務をきちんとやっていきたいと思います。ということで、事務を推進しております。ちなみに、20年度は94%の達成状況でござ

いました。

2点目は、労働保険料等の適正徴収でございます。今年度は、年度更新の期間が従来の4月1日から5月20日までから、6月1日から7月10日までということで変更になりました。混乱等も心配されたところですが、順調に企業の皆さん方から申告書を提出していただき、私どもの処理も基本的には終了しております。今年度の徴収決定額でございますけれども、表を見ていただきますと、21年11月ということで、徴収決定額が7,458億円という形になっております。対前年比で26.35%の減ということでございます。これは、雇用保険率と労災保険率の引き下げがあったことで、これだけの減少になりました。あと、昨年秋からこの3月までの賃金の支払い状況、労働者数の減少といったところについても、起因しているのではないかと考えております。減少幅は想定内だろうと私どもは考えております。

労働保険料の徴収でございますけれども、11月末で69.23%になっております。収納率については、第3期分が来年2月1日が納期限になっておりますので、最終的には98%を目指して頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

【木塚総務部長】 最後になりますが、労働相談の状況、19ページをお願いいたします。

2番目の労働相談の件数でございますが、6万5,000件強ということでございまして、前年同期比を若干下回っておりますけれども、依然として多くの相談が寄せられております。

そのうち、3番目でございますけれども、個別労働紛争の件数が1万4,000強でございまして、これは前年同期比で見ますと27.5%の増加、昨年度の下半期と比べると4.2%の増加でございますので、高どまりの状況ということでございます。

内容については、下のグラフに出ておりますとおり、解雇に関するものが圧倒的に多くて、嫌がらせ・いじめ、退職勧奨、労働条件の引き下げが続いている状況でございます。

6番、あっせんの状況でございますけれども、993件ということでございまして、前年同期比で見ますと15.3%の増加になってございます。最終的に合意になった件数は318件でございまして、全体の3割強が合意に達したということであります。あっせんの処理期間については、8割強が2カ月以内に終了をしているという状況でございます。今後とも、相談体制を充実させて、迅速な処理に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

【佐藤会長】 それでは、もう一つご報告いただいてから質疑としたいと思います。議題4、緊急雇用対策等について、事務局、安定部長からご説明いただけるということですので、ご説明を。

【福島職業安定部長】 それでは、緊急雇用対策の概要について説明を申し上げたいと思います。お手元に、緊急雇用対策の資料を配付させていただいております。

20ページは、10月23日付で、政府が緊急雇用対策本部を設置し、本部長を内閣総理大臣、事務局長は厚生労働省副大臣に置きまして、発表されたものであります。

お手元の資料のとおり、この対策は3つの視点で進めようということを基本にしております。機動的に対応をする、貧困・困窮者、新卒の支援を最優先する、雇用創造に取り組むというものであります。

具体的な内容につきましては、その次のページをお開きいただきたいと思います。緊急的な支援措置として、貧困・困窮者支援であります。この取り組みにつきましては、昨年未から今年正月にかけて、日比谷派遣村という話で大きく取り上げられた事態があると思っておりますけれども、再びこの派遣村を活用することなく対策を実行していくものでございまして、先ほど局長が説明したワンストップサービスも一つの取り組みであります。東京の実施状況は後ほど説明させていただきます。

2つ目は、新卒者支援で、来年3月卒、高卒、大卒、短大卒、院卒、あらゆる学生が非常に厳しい状況になっておりまして、第2のロスジェネレーションをつくらないようにしようというものでありまして、具体的には、高卒・大卒就職ジョブサポーターを緊急配備し、就活支援キャンペーンなどを展開していくというものであります。

3つ目は、雇用維持支援、中小企業支援でありまして、先ほど申し上げた雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和であります。これも、既に12月1日、それから大企業につきましても12月14日、本日から要件緩和を開始いたしました。1年間の限定でありますけれども、これも雇用維持支援の大きな取り組みの一つであります。

2つ目は、緊急雇用創造プログラムでありまして、いわゆる介護雇用創造をするということで、今回の対策は、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを推進していこうということのものであります。具体的には、今、資格を取るための期間は、介護福祉士になりますと2年間、ヘルパーですと6カ月となっております。今までは資格を取って施設に就職をするというパターンを、施設で働きながら専門学校に行き、その資格を取るという

のが今回のプログラムであります。

それから、グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造をしていくということ
であります。

2つ目の雇用創造としましては、地域社会における雇用創造でありまして、これは前政
権時に、各都道府県自治体に基金事業といたしまして、緊急雇用創出事業を全国で4,500
億円、東京都には213億9,000万円の補助金をもう既に交付しております。それから、
ふるさと雇用再生特別基金、全国で2,500億円、東京都には57億6,000万円の補
助金を既に交付しておりまして、3カ年計画で雇用創出をしていくものであります。東京
都も、既に都議会で決定しておりまして、21年、22年、23年まで計画をしているん
ですが、22年、23年の計画事業を前倒しするというのが今回の政府の緊急雇用対策で
あります。したがって、局長から都に対して、前倒しについて要請をさせていただいて、
今、第4回定例都議会上程しているところでもあります。これが可決されれば、事業全部
ではありませんが、少なくとも事業の一部が今年度実施されるという運び
になります。

また、政府においては雇用戦略対話というものを設置し、都道府県ごとにつきましては
地域雇用戦略会議というものを設置して、地域における雇用について種々意見交換をする
ことになっておりまして、けさの新聞によりますと、どうも北海道が第1号でやるような
記事になっております。これは内閣府が所管をしておりまして、東京都のほうに打診があ
るそうです。都としては、できるだけ早目に戦略会議を立ち上げたいという意向は聞いて
おります。その他、情報提供、期待される効果についてはお読みいただきたいと思います。

そこで、東京労働局としてのワンストップサービスを、貧困・困窮者対策で実施してお
ります。次のページは、ワンストップサービスのスキームであります。ハローワークの中
で自治体、あるいは社会福祉協議会、弁護士会、保健所、関係団体に一堂に集まってい
ただいて、住宅、職を一緒になくされた方に対する一元的な相談援助事業ということで、1
1月30日にやりました。

この実施状況が次のページに細かく出ておりますので、少しご説明申し上げたいと思
います。544人の方がハローワークに来られまして、求職活動している方で、仕事もな
くし、住宅もなくなったという方が対象になっておりますので、485人が対象者でござ
いました。そのうち、ワンストップでハローワークの相談窓口に行かれた方が456名、住
まい・くらしの相談で区市町のほうに住宅手当の相談に行かれた方が221名、生活支援の

ために社会福祉協議会の担当窓口に行かれた方が185名、いわゆる区市町村のほうに行かれた方が306名という状況でありました。最後に、くらしの相談として福祉事務所に行かれた方が104名、総勢の4分の1ぐらいの方が、とにかく社会福祉事務所に行って最終的な相談になったということでもあります。その他、心の病等のために保健所の窓口に行かれた方が47名、多重債務相談のために弁護士会の窓口に行かれた方が46名という全体構造でした。

いずれにしても、485名の方はワンストップのために窓口を利用されて、そのニーズによって窓口にご案内をし、一定の相談ができた。ただし、申請書その他は、当日、一切受理の対象になりませんでしたので、相談のみということで、改めて社会福祉事務所に行っていたとか、社会福祉協議会に行っていたとかということが全体のルールとしてありましたので、完全な満足度があったかどうかは私は確認できませんでした。ただ、今後どうするかについては、12月にもう一回、このスタイルでワンストップをやることになっておりまして、東京は12月21日にやる方向で、東京都、あるいは区市町村と細目を詰めている状態であります。

【佐藤会長】 表の上の4万600人というのは日本全部でという意味？

【福島職業安定部長】 東京都内のハローワークの来所者総数です。

【佐藤会長】 括弧内が飯田橋という意味？

【福島職業安定部長】 ワンストップだけに来られた方です。

【東労働局長】 ハローワーク来所者というのは求職者なり、事業者なり、助成金申請なりということで来られた全体です。

【佐藤会長】 普通に利用者が来た。

【福島職業安定部長】 そうです。

【佐藤会長】 通常業務。

【東労働局長】 通常業務ということです。

【佐藤会長】 わかりました。

【福島職業安定部長】 それから、24ページの新卒対策について、当局の取り組みをご説明したいと思います。

先ほど言った高卒・大卒就職ジョブサポーターにつきましては、黄色のほうを見ていただきますと、緊急配備がありまして、現時点で未内定生徒の多いハローワーク大森と池袋と青梅にそれぞれ1名、緊急配備をして、現在30名の体制で学校訪問をしながら、未内

定生徒に対する就職支援をやっております。その他、採用枠拡大につきましては、局長をはじめ労働局の幹部が都内の経済団体に訪問して、求人要請をしたところでありまして、その他は、ごらんをいただきたいと思っております。

雇用創造のための取り組み等につきましては、東京都のほうで鋭意検討いただいて、今、補正予算を第4回定例都議会に上程中ということでありまして。

最後に、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムのお話であります。これも地方公共団体が基金事業を使ってやるということでありまして、具体的には、東京都の福祉保健局のほうで介護雇用プログラム実施要領を策定して、それに載せていくというやり方で、今、詰めているところでありまして。できれば、これが早い時期に実施できればいいということでありまして。

最後に、介護に関して1件だけ、きょう、机上配付をさせていただいたこういうものがあると思っております。今週土曜日に、介護就職デイ開催ということで、長妻厚生労働大臣の肝入りでスタートをします。

【佐藤会長】 突然出たやつね。

【福島職業安定部長】 はい。厚生労働省の2階で、施設事業所50社を集めてやります。非常に短い時間で準備をしなければいけませんでしたので、果たして求職者の方が来られるかどうか、心配しているんですが、やるようになりました。一般の施設が35社、学卒の求人と併用の施設、一般の求職者と両方いいと言っているところが10社、残りの5社は厚生労働省の老健局が、今、大手施設に声をかけています。ニチイ学館であるとか、ジャパンケアであるとか、いわゆる大手の雇用吸収力のあるところが5社、合計50社、施設を集めました。しかし、お客さんが来るかどうかというのは、やってみないと何とも言えません。

以上であります。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

一応、予定は15分で、ちょっと延びてもいいのかもわかりませんが、次のこともありますので、20分ちょっとということですので。そういう意味で、限られた時間の中で効率的にといいますと、従来であれば、質問と意見を分けてと思ったんですけども、分けるとあれですので、質問や意見をまず伺って、最後、いつものようにまとめてお答えいただくようにしたいと思っておりますので、質問、意見を手短かに、どなたにということがわかるような形を出していただければと。では、どうぞ。

【三宅委員】 労働災害関係、6ページに出ています。毎年、6月、7月ごろと、12月ごろに一斉監督指導というのを、東京労働局で、建設現場の三百数十社を相手にやってきたと思うんですけれども、今年はやっていないように思うんです。ホームページを見ると載っていないので、やっていないのではないかなと思うんですけれども、やっていないのであれば、何でやっていないのかを教えてください。

それから、このクレーン倒壊は、全建総連傘下の組合員が関与していて、被害者も出ています。建設関係の被害は、まだまだ重大災害が起きていますので、ぜひそのあたりの配慮をお願いしたいということです。

【佐藤会長】 では、メモにしておいてください。ほかにはいかがですか。どなたからでも。せつかくの機会です。

【傳田委員】 私は連合東京内で担当が変わり、そのときに東京労働局の全体の行政運営方針をホームページで確認しました。しかし、事業のスケジュール全体を理解できるようなものがなく、9月にこんなキャンペーンがあるとか、11月にはこうした是正に向けた指導強化をおこないますなどというものが理解できませんでした。勿論、急な対応もあろうかと思いますが、1ヶ月前になって協力を言われても対応できないものもあります。基本的な計画があればホームページに掲載するとか関係団体に分かる資料として配付するなどしていただきたい。様々な団体の皆さんと連携する上では必要かと思います。

次に、基準関係になりますが、賃金立替払制度についてです。こんな経済事情ですから立替金額も相当に増加していると思います。制度上では起業されてから1年以内ですと対象になりませんがこの点です。また倒産とか、事実上倒産の認定をめぐる争っている間や不払い額の確定で手続きをおこなう代理人や会社と争っている間にあっという間に半年を過ぎる場合もありますが、これも対象期間を過ぎることになります。雇用保険制度での緩和措置は進んできましたが、労災保険関係のこの制度のこの2点の見直しも必要です。不正受給があるからこうした措置があるのはわかりますが、是非、改善を要望します。

三点目ですが、これは質問です。雇用調整助成金で、東京でも10月単月で18万人もの申請があります。12月から要件の緩和があり更に多くの申請がなされると思います。直近での増加やその効果、どのくらい機能するのかということをお聞きしたいと思います。

四点目は、企画室での紛争解決機能への要望です。労働審判制度と違って後ろ盾が裁判所ということではなく、簡易な制度であることは承知しています。ですが、もう少しその

解決率が上がらないかと思っています。調整官6人の方々の位置づけがどのようになっているのか、権限をつければいいということではないのですが、解決を促進する役割の方々に工夫を付けることをはかっていたいただければと感じています。

最後は、年末に向けた就労・生活支援のワンストップサービスについてです。一緒に実施された特別区、市などの方々のお話を私どもも随分と聞いております。特に社会福祉協議会の方々では生活支援など支援金関係の担当をされている方々はそう人数も多くはありません。先ほどのご説明にもありましたが、1日平均4万人がハローワークに来るという数に比較してこのワンストップサービスでの関係ではそのために来た人たちは500人という効率的な問題もあります。区や社会福祉協議会の職員などはこの日に対応するのに大変な思いをしてきているわけです。今回は、時間のない中でトップダウンでということはあると思いますが、今後の問題として役割の仕分けをして頂いて対応することが必要だと思います。

【佐藤会長】 今の5つのうち、1番目と4番目は総務部長でいいですか。ちょっと違ったかな。一番最初は行事の説明の仕方。

【木塚総務部長】 はい、わかりました。

【佐藤会長】 あと、お二方伺って、そこで質問を。どうぞ。

【石井委員】 10ページのメンタルヘルスの件ですが、朝、よく人身事故でえらい目に遭っています。この間も飯田橋で人身事故があつて会合に遅れてしまいました。統計によれば、今年は自殺者が3万2,000人ぐらいまで増えると。原因はよくわからないという事ですが、日本は先進国の中で自殺率が一番多い。一方、失業率はそんなに悪くない。そこら辺の対策として、支援センターが担当される事と書いてあるんですけども、もう少し深掘りして、ほんとうの自殺の原因を、水際で対策がとれないのかどうか。その辺、根本的に対策を考える必要があるのではないかというのが、私の素朴な質問です。

以上です。

【佐藤会長】 ここを労働行政だけでやるのか、内閣府でもやるようになっているんですけども、それは後で可能な範囲で。

では、紀陸委員。一応そこまでということ。はい、どうぞ。

【紀陸委員】 1つは、13ページ、求人の掘り起こしのところなんですけれども、左のほうに二重で囲んでありますが、求人開拓推進員をどういうふうに組み合わせているのか、どういう形なのかを教えていただければと思います。

【佐藤会長】 求人開拓の？

【紀陸委員】 正規職員の方だけなのか。

【佐藤会長】 どういう人がやっているかということですね。

【紀陸委員】 ええ。

あと、18ページのところは労災、労働系のところなんですけれども、適用対象事業所の把握というんですか、適用対象事業所をどうやってウォッチして、キャッチしているのか、捕捉の問題ですね。あわせて、目標数値が出ているんですけれども、これはどういうカウント数字になっているのか、その辺を教えていただければと思います。

【佐藤会長】 それでは、基準、総務、安定、徴収、そんな順序でいいですか。

ちょっと総務部長、きょう、見せていただいて、業務が増えていますよね。雇用保険も適用対象が1カ月とかになると仕事が増えるわけです。業務量拡大の対応をどうされるのかを後で。

【佐藤会長】 あと、雇用均等もそうだけれども、これからいろいろ増えるんですね。雇用保険もということ。

では、基準、総務、安定、徴収で、まず基準。

【引地労働基準部長】 まず、三宅委員の労働災害の建設業に対する監督ですが、今年も実施しております。ただ、件数は、申告相談などもあるので十分ではないかもしれませんが、集中的な対応はしております。監督の場合は、集中的にやりますとは言わずに、やった後にお知らせをしております。

それから、クレーンの災害、社会的にも非常に注目されますし、第三者の方も被災されたということもございます。今、原因対策、責任追及を含め一生懸命調べておりますけれども、再発防止のための指導は徹底していかなくてはいけないと思っております。

それから、立替払の要件緩和、ご意見は本省のほうにもお寄せいただいている内容かと承知しておりますけれども、労働保険を原資にしていることもあり、不正受給の関係もあり、助成期間、申請期間などの制限を設けておるところでございます。ご指摘のようなお考えもあるということでございますけれども、制度の改善にかかわることでございますので、本省のほうにもお話を伝えていきたいと思っております。

それから、メンタルヘルスの対策でございます。3万人を超えるぐらいの自殺がもう何年も続いていて、雇用者はそのうち8,000人ちょっとと承知してございます。先ほどご案内申し上げたように、精神障害の労災の申請件数も増えているということで、自殺防止

対策ということで、雇用、労働の場という面ではありますけれども、労働基準行政も本腰を入れて取り組まなきゃいけないということで、今、やっております。

先ほど申し上げました支援センターは、独立行政法人、産業保健推進センターの中に設けた支援センターでございますが、大企業はかなり取り組んでおられるわけでございますが、中小規模事業場を中心に、具体的にどのような対策を講じたらいいのか、あるいは相談窓口をどのように設けたらいいのかというノウハウがございませんので、こういった形での支援を通じて対策を進めていきたいということでございます。

ご指摘のように、社会的にも非常に問題になっていることでございますので、今後、こういった支援を通じたメンタルヘルス対策を強化していく。労働時間対策も、長時間労働対策も原因に対する対策の一つでございますけれども、メンタルヘルス対策は総合的に進めていかなければいけないと認識してございます。

以上でございます。

【木塚総務部長】 全体を通しては、イベントの状況がどうなっているかというご質問だったと思うんですけども、1つは、昨年、こういうプロフィールというものをつくって、私どもの施設の利用者についてどういうふうに、利用しやすく、アクセスポイントみたいなものをできるだけわかりやすくつくらせていただいたんですけども、事前に決まっているようなイベント等については、行政運営方針とか、事前に載せられるのであれば、できるだけ載せるということも検討していきたいと考えております。急に決まって、直前になってホームページにアップということもあるんですけども、定例的なものについては、来年度のイベントの計画、ラフな計画になるかもしれませんが、そういうものもできないか検討してみたいと思っております。

それから、労働相談の解決率の問題でございますけれども、これはどうしても双方が、解決しようという意思を双方が持たないと、なかなか解決に至らないというのがあって、この仕組み自体、強制力がない形のシステムになっていて、解決率は3割強ぐらいになっています。どうにか解決をするためには、この制度の性質を知った上で、これがいかに簡便で、費用がかからないのかを広く周知をしていきたいと思っております。個別労働紛争セミナーというものを大々的に開催しております、その場で講師の先生もおっしゃっているんですが、企業側からこういう解決の案が出ますと、ちょっと高いという認識を持たれるのが一般的なんです、実際、法的な、裁判所とかで紛争解決になれば自動的に50万円ぐらいの諸費用がかかるということで、いかにこの解決制度が安価で、簡潔に紛争の

解決が図られるかを広く周知して、できるだけ利用して解決につなげていただくように、そこら辺の説明をさらに周知していきたいと思っております。

最後に、新しい制度等々ができて、どういうふうな体制整備するかということでございますけれども、現場の業務状況については、その都度、本省にも報告し、しかるべき時期には、来年度の体制の増員要求であるとか、そういうことも行っております。

しかしながら、全体的な傾向で、行政改革の中で、先般は任期が3年ぐらいの職員を全国で300名程度、臨時で増員していただいたんですけども、極めてまれな状況であります。通常は、なかなかそうもいなくて、職員の増員というんじゃなくて、非常勤職員の方、あるいは相談員の方の予算的な措置というんですか、そういう方を増やして、どうか業務編成等をして、しのいでいるということでもあります。どうしても非常勤職員の皆さんですと、予算の執行とかだと一定の業務をお願いできないこともあって、ちょっと苦労はするんですけども、そういう形でどうか対応しております。

一般的に新しい制度ができるときは、当然、本省のほうでも必要な人員の積み上げをして、査定官庁をお願いしているんですけども、その分け前を頂戴できるように、東京も東京の状況をご説明して、いただいているんですが、一般的に言って定員が増えるというのは極めて難しいので、ぜひ皆様方のお力をお貸しいただいて、いろいろなチャンネルで、制度はつくっても人がつかないと成果をあげるのが難しいことをご了解していただきたいと思っております。結局、そのサービスを提供するのは現場の職員でございますから、どうしても同じ人数だと、サービスが増えてもお待たせしてばかりになったりすることもあり得るものですから、できるだけ新制度で、スムーズな行政運営を図れるように努めたいと思っておりますので、何とぞご支援のほどお願い申し上げます。

【佐藤会長】 雇用保険の適用拡大をやったら、どのくらい人が必要かというのを一緒に議論しないと。

【木塚総務部長】 はい。

【佐藤会長】 はい、わかりました。

では、安定部長、お願いします。

【福島職業安定部長】 幾つかあって、1つは雇調金の直近の状況ですが、手元に数字がなくて恐縮ですけども、私、先ほど説明した際に、依然として休業等実施計画は高どまり傾向だということです。10月も7,000件を超えた実施計画があって、対象労働者数も18万人ということです。11月に入って、休業等実施計画は7,000件を若干下回

っています。ただ、いろいろな話を聞くと、円高、デフレの影響も懸念する材料になっておりますし、今般、12月1日と12月14日に緩和をしましたから、計画期間の1年目を迎える企業がこれから出てきます。そうすると、2年前の要件緩和じゃないと、1年後は使えないという企業が増えてきますから、私は年が明けてから、休業等実施計画が新たに緩和のために出されてくるのではないかと考えています。依然として東京は、愛知、大阪に次いで、実施計画も支給決定件数も常に上位3番目の局ですので、その辺はありま変わらないのではないかと考えております。

【佐藤会長】 ここにあるのは計画数ですね。

【福島職業安定部長】 計画数です。

【佐藤会長】 実績数は、あまり公表されないんですよ。

【福島職業安定部長】 違います。支給決定はまた違います。

【佐藤会長】 実際、そんな多くないんでしょう？ そうでもない？ そこがよくわからないんだけど。

【福島職業安定部長】 6割～7割ぐらいとさせていただいていいです。

【佐藤会長】 新聞に出るのは計画数だから、すごく大きく見える。6割ぐらい？

【福島職業安定部長】 6割～7割ぐらいが必ず出てくるという状況です。

それから、ワンストップの仕分けの話は、実は私ども、それが一番必要ではないかと思って、先ほど局長から申し上げたように、今回の2次補正で制度コーディネーター的なものをハローワークに常駐させる。ですから、制度的なワンストップもあってもいいのではないかと考えています。そういった仕分けがきちんとできれば、必ずしもハローワークに参加者が一堂に会する必要はないのではないかと。

それから、やはりおっしゃるように、社会福祉協議会の体制が非常に薄いんです。今回の21日も、出るか出ないはきょう決めたいと。きょう14日で、区市町村の社会福祉協議会の事務局長会議を、きょう、やっていますので、その結果がどうなるか、非常に注目をしていけないといけない。おっしゃるように、制度的な仕分けは、コーディネーターをうまく活用したらいいのではないかと考えています。

それから、紀陸委員から、求人掘り起こしの体制がどうなのかということがあって、今、主力部隊は非常勤職員でつくっているんです。それが東京全域で131人です。1日五、六事業所を回りながら、月ベースで1人当たり60人の求人を開拓するという非常に高い目標を掲げて、今、取り組んでいます。10月、11月と、ほぼ目標に近い確保をし

ていただいている。月間ベースで7,800人の求人を新規で確保するという体制で、もちろん職員も含めて、東京は専門でやっている職員が三十数名いますので、総がかりでやっていきたいと思います。

最後、会長のほうから指示があった業務が増えるとうなるというのは、3月31日で6カ月以上雇用見込みをやりました。実は、あれよりも30日以上雇用見込みのほうが影響が大きいと私は見ているんです。

【佐藤会長】 大きいですね。

【福島職業安定部長】 それがどのくらいあるかというのは、なかなかつかみづらいの一つ。

もう一つ影響があるのは、遡及するのを2年を2年超にしたときに、どのぐらいの業務量が出るんだというところを、厚生労働省から業務量が出ないかと言われているんですけども、業務量をシミュレーションとか推測するのはなかなか難しい。今、総務部長が申し上げたように、私ども業務量が増えることは間違いないんですが、どのくらい増えるかという試算ができなくて苦しいんですけども、正規職員の定員増が理想形ですが、どうも相談員が増えそうだという感じがしています。だから、私どもは相談員を頭に置いて、今まで安定所の相談員はバックヤードを専門にやっている相談員が多かったので、窓口業務がやれるような相談員にしていかないと、戦力化にはならないという感じはしております。

【佐藤会長】 はい、わかりました。

では、徴収部長。

【山岸労働保険徴収部長】 労働保険の未手続事業の把握でございますけれども、私どもも苦勞をしております、会社がどこにあって、そこに従業員がいるのかいないのか、もしかしたら家族従業員だけ、あるいは役員だけという場合もございますので、そこが一番困難ということでございます。今までやったのは帝国データバンク、これは法人登記をした新規の事業所データを買ったわけです。実際に所在地に行ったら、ほとんどがまだ会社を始めていない、あるいは登記だけしましたというところばかりだったので、これはだめだということで今は使っておりません。あとは、各種事業主団体の名簿を取り寄せようということで、ただ、そこも従業員がいるかいないかは全然記載がございません。

今、国交省との関係で、運送業、貨物、乗用車、両方ですけれども、そういうところで許認可があるところについて国交省から情報をいただいております。そこについては、し

らみつぶしでやっております。会社自体は労働保険に加入しているんですけども、従業員で入っていない方がたくさんいらっしゃる。そこについては、ハローワークを通じて加入指導をしております。

あと、ハローワークのほうでやっているのは、求人受理をした会社で未加入というリストと、雇用保険の再就職手当の申請についてもリストをいただいていますので、必ず行って、加入しているのかどうなのかということを確認しております。

あと、理美容だとか宅建主任のリストを東京都からいただいたり、社会保険に加入して労働保険に未加入の事業所についてもリストをいただいています。ただ、そこは調査時期だとか適用単位の違いだとか、ちょっとした違いでリスト化されるということで、実際は4名から10名の被保険者のところにターゲットを絞って、勧奨をしております。

この事業、労働保険事務組合連合会のほうで受託をしております、そこに推進員という人たちがいます。それぞれ自分のところの組合の中で、あるいは組合以外でもいろいろ情報をいただいたものについて、自主的に加入勧奨していただいているものがあります。正直言いますと、そちらのほうで成立するほうが多い、行政情報のほうが少ないというところが現状でございます。

それと、目標数でございますけれども、3年間で2万ちょっとということですので、年間で6,600とか7,000ぐらいなんですけれども、20年度は6,690の目標のところ6,280ということで、目標数としては94%ぐらいでございます。目標数の設定につきまして、何でそういう数字が出てきたのかということですが、すみません、これは第2次計画ということで、この数字は第1次の実施結果を見ながら出したということで、これでいいんだということではございません。事業所センサスでは、従業員がいる事業所数は、東京都内に50万事業所ぐらいあるだろうと言われております。労働保険の適用事業所は40万事業所でございますので、その差が10万と言われております。この解消を目指して頑張っているというのが実情でございます。

以上です。

【佐藤会長】 まだまだご質問あるかと思いますが、すみませんが一応ここまでにさせていただきます。

最後に、事務局を代表して、東局長からごあいさついただけるということですので、よろしく願いいたします。

【東労働局長】 本日は、いろいろと多岐にわたるご質問、ご意見いただきまして、あ

りがとうございました。

私ども、政権が変わりまして政治主導、これは非常に期待しているところでございますが、傳田委員も、その辺のところはいろいろとお感じになられているかと思えます。今後いろいろな形でお話をさせていただければと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第5期第1回東京地方労働審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【東労働局長】 ありがとうございました。

それから、2,399人が全国のワンストップの数字でございます。まだ全国でやっていませんので、11都道府県の結果でございます。

— 了 —